（様式第４号）

特 約 条 項

１ 中間前金払を適用する。

この場合において、業務委託標準請負契約約款第３７条の規定は適用しない。 ただし、会計年度を越えて履行する必要のある業務（繰越明許費又は債務負担行為に係る業務）について、各年度末等における支払のために部分払をする必要がある場合に限り適用があるものとする。

２ 部分払を適用する。

この場合において、業務委託標準請負契約約款第３４条第３項及び第４項は適用しない。

（注）　契約の締結にあたっては、上記２つの条項のうち、受注者が選択しないものを２本線により削除すること。

本特約による選択は、工事の施工期間中において、いかなる場合においても変更又は取り消すことができない。